

件 名

学校職員の給与に関する条例等の改正に伴う教育委員会規則等の改正について

提出理由

学校職員の給与に関する条例等の改正に伴い、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則等について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が県議会令和7年12月定例会において成立し、規則及び訓令の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(1) 専決処理した規則

- ア 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- イ へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- ウ 学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則
- エ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- オ 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- カ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- キ 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

(2) 専決処理した訓令

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

(3) 専決処理日

令和7年12月19日

(4) 規則等の公布日

令和7年12月23日

3 規則等の内容

	規則・訓令名	改正の概要
1	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	勤勉手当の支給割合の改正に伴い成績率の上限を改める改正等
2	へき地手当等に関する規則	へき地手当等の算定基礎となる給料月額に係る改正等
3	学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則	勤務1回当たりの日直手当額及び宿直手当額の引上げ
4	義務教育等教員特別手当に関する規則	校務類型に応じた義務教育等教員特別手当の支給とするための改正等 (学級担任への加算の新設等)
5	教育職員の給料の調整額に関する規則	給料の調整額の算定基礎となる給料月額に係る改正
6	学校職員の特殊勤務手当に関する規則	多学年学級担当手当の廃止等
7	会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則	給料表の改正に伴う報酬基準額表の改正
8	技能職員の給与等に関する規程	給料表の改正等

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

○ 改正規則等の概要

1 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

ア 規則の概要

期末手当及び勤勉手当の計算方法等を定めるもの

イ 改正の概要

(ア) 学校職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の成績率の上限を定める規定の改正

$$\Rightarrow \text{計算式 (概要)} \quad \text{勤勉手当額} = \text{基礎額 (給料月額等)} \times \text{成績率}$$

《例》教諭の場合

条例で定める割合を勘案しつつ、
規則で定める上限の範囲内で設
定する

	成績率の上限	条例で定める割合
改正前	315/100	105/100 (令和7年度6月期)
改正後① (R7.12.1～)	322.5/100	107.5/100 (令和7年度12月期)
改正後② (R8.4.1～)	318.75/100	106.25/100 (令和8年度 6月期)

(イ) その他規定の整備

ウ 施行期日等

公布の日から施行し、イの改正後①は令和7年12月1日から適用。ただし、イの改正後②は令和8年4月1日から施行。

2 へき地手当等に関する規則

ア 規則の概要

へき地手当等の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

- (ア) へき地手当等の算定基礎となる給料月額について、100分の100.47を乗じて得た額とする
- (イ) その他規定の整備

ウ 施行期日

公布の日から施行

給料表の備考に規定する率のうち、
較差解消に係る率

3 学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則

ア 規則の概要

日直手当及び宿直手当の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

勤務 1 回当たりの日直手当及び宿直手当の額について、以下のとおり引き上げる

【規則別表に規定する日直・宿直勤務*】

	改定前	改定後
勤務時間が 5 時間未満	3,700円	3,850円
上記以外の場合	7,400円	7,700円

【左記以外の日直・宿直勤務】

	改定前	改定後
勤務時間が 5 時間未満	2,200円	2,350円
上記以外の場合	4,400円	4,700円

*農場管理や寄宿舎指導などに係るもの

ウ 施行期日等

公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用

4 義務教育等教員特別手当に関する規則

ア 規則の概要

義務教育等教員特別手当*の額等を定めるもの

* 高校や特別支援学校の高等部の教員も権衡上必要な教育職員として支給対象

イ 手当の概要

義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、優れた人材を確保し、

学校教育の水準の維持向上に資することを目的に導入された手当（現行：級号給ごとに定められた月額を支給）

ウ 改正の概要

(ア) 学級を担任する教育職員に、新たに月額3,000円を加算*

* 特別支援学級及び特別支援学校を除く

(イ) 級号給ごとに定められた月額の見直し（給料月額の1.5%相当 → 1.0%相当）

エ 施行期日

令和8年1月1日から施行

5 教育職員の給料の調整額に関する規則

ア 規則の概要

給料の調整額の支給額等を定めるもの

イ 給料の調整額の概要

職務内容、勤労条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職を占める職員に支給されるものであり、教育職員においては、特別支援教育に直接従事している教育職員に支給するもの

ウ 改正の概要

給料の調整額の算定基礎となる給料月額について、100分の100.47を乗じて得た額とする

エ 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用

給料表の備考に規定する率のうち、
較差解消に係る率

6 学校職員の特殊勤務手当に関する規則

ア 規則の概要

特殊勤務手当の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

- (ア) 義務教育等教員特別手当の見直しに伴う多学年学級担当手当*の廃止

*県立の中学校及び市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭等が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給されるもの

- (イ) 教員特殊業務手当額の引上げ

業務内容	改定前	改定後
児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円	8,000円
児童又は生徒に対する緊急の補導業務	7,500円	8,000円

ウ 施行期日

令和8年1月1日から施行

7 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則

ア 規則の概要

会計年度任用学校職員の報酬の額等を定めるもの

イ 改正の概要

学校職員の給与に関する条例の改正に伴う給料表の引上げを踏まえ、会計年度任用学校職員の報酬計算の基礎となる報酬基準額を改定

《例》

区分	改定前	改定後	備考
高等学校（普通免許状）	402,822円	416,403円	教育職給料表(1) 2級97号給に準拠
小・中・義務教育学校（普通免許状）	368,552円	382,178円	教育職給料表(2) 2級85号給に準拠

ウ 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用

8 技能職員の給与等に関する規程

ア 規程の概要

技能職員の給与、昇格、昇給等について定めるもの

イ 改正の概要

- (ア) 職員の給与に関する条例の改正に伴う給料表の引上げ等を踏まえ、技能職員の給料表を改定
- (イ) 再任用職員について、4級へ格付をすることができるよう級別基準職務表を改定
- (ウ) その他規定の整備

ウ 施行期日等

公布の日から施行し、イの（ア）は令和7年4月1日から適用。ただし、イの（イ）は令和8年4月1日から施行。

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 新旧対照表

第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条～第七条の九 (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける学校職員)</p> <p>第八条 条例第十二条の五第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける学校職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する学校職員（条例<u>第十二条の五第五項</u>において準用する条例第十二条の三各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる学校職員以外の学校職員とする。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条～第七条の九 (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける学校職員)</p> <p>第八条 条例第十二条の五第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける学校職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する学校職員（条例<u>第十九条の五第五項</u>において準用する条例第十二条の三各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる学校職員以外の学校職員とする。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>第八条の二～第十三条 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）以外の学校職員にあつては<u>百分の三百二十二・五</u>以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、<u>百分の三百八十二・五</u>以下）、定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては<u>百分の百五</u>以下（教育四級職員にあつては、<u>百分の百二十五</u>以下）、特定任期付職員にあつては<u>百分の二百七十</u>以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定</p>	<p>第八条の二～第十三条 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）以外の学校職員にあつては<u>百分の三百十五</u>以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、<u>百分の三百七十五</u>以下）、定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては<u>百分の百以下</u>（教育四級職員にあつては、<u>百分の百二十</u>以下）、特定任期付職員にあつては<u>百分の二百六十二・五</u>以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定によ</p>

による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

る懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

第二条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
第一条～第十三条 (略)	第一条～第十三条 (略)
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
<p>第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）以外の学校職員にあつては<u>百分の三百十八・七五</u>以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、<u>百分の三百七十八・七五</u>以下）、定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては<u>百分の百二・五</u>以下（教育四級職員にあつては、<u>百分の百二十二・五</u>以下）、特定任期付職員にあつては<u>百分の二百六十六・二五</u>以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。</p>	<p>第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）以外の学校職員にあつては<u>百分の三百二十二・五</u>以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、<u>百分の三百八十二・五</u>以下）、定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては<u>百分の百五</u>以下（教育四級職員にあつては、<u>百分の百二十五</u>以下）、特定任期付職員にあつては<u>百分の二百七十</u>以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。</p>
第十五条～第十八条 (略)	第十五条～第十八条 (略)

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十九条の五第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

第十四条中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に、「百分の百以下」を「百分の百五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百七十」を「百分の二百六十六・二五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧																
へき地手当等に関する規則	へき地手当等に関する規則																
第一条・第二条 (略)	第一条・第二条 (略)																
(へき地手当の月額)	(へき地手当の月額)																
<p>第三条 条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料 <u>(この給料を計算する場合における給料月額は、給料月額 (この給料月額を計算する場合には、条例別表第一又は別表第二の備考2の規定を適用しないものとする。)</u> に百分の百・四七を乗じて得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。次項及び第五条第二項において同じ。) 及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">級別区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">支給割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">三級</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の十六</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">二級</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の十二</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一級</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の八</td></tr> </tbody> </table>	級別区分	支給割合	三級	百分の十六	二級	百分の十二	一級	百分の八	<p>第三条 条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">級別区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">支給割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">三級</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の十六</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">二級</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の十二</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一級</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">百分の八</td></tr> </tbody> </table>	級別区分	支給割合	三級	百分の十六	二級	百分の十二	一級	百分の八
級別区分	支給割合																
三級	百分の十六																
二級	百分の十二																
一級	百分の八																
級別区分	支給割合																
三級	百分の十六																
二級	百分の十二																
一級	百分の八																
2 (略)	2 (略)																
第四条 (略)	第四条 (略)																
(へき地手当に準ずる手当)	(へき地手当に準ずる手当)																
<p>第五条 条例第十条の三第一項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、学校職員が在勤地を異にする異動若しくは条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員が学校職員となるための異動<u>若しくは新た</u></p>	<p>第五条 条例第十条の三第一項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、学校職員が在勤地を異にする異動若しくは条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員が学校職員となるための異動又は学校職員</p>																

に学校職員に採用された者の当該採用又は学校職員がその勤務する学校若しくは共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）（以下「学校等」という。）の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して、三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させが必要であると埼玉県教育委員会が認めた学校職員にあつては六年）に達する日をもつて終わる。ただし、当該学校職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一・二　（略）

2　（略）

第六条・第七条　（略）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条及び第五条第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中「備考2の規定」とあるのは「備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）」と、「切り捨てた額とする」とあるのは「切り捨てた額」とし、この給料には、条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により給料として支給される額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を含むものとする」とする。

がその勤務する学校若しくは共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。）（以下「学校等」という。）の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して、三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させが必要であると埼玉県教育委員会が認めた学校職員にあつては六年）に達する日をもつて終わる。ただし、当該学校職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一・二　（略）

2　（略）

第六条・第七条　（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

（新設）

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料」の下に「(二)の給料を計算する場合における給料月額は、給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一又は別表第一の備考2の規定を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。次項及び第五条第二項において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「の異動」の下に「若しくは新たに学校職員に採用された者の当該採用」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条及び第五条第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中の「備考2の規定」とあるのは「備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）」と、「切り捨てた額」とあるのは「切り捨てた額」とし、この給料には、条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により給料として支給される額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を含むものとする」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則	学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則
第一条 (略)	第一条 (略)
(日直手当及び宿直手当の額)	(日直手当及び宿直手当の額)
第二条 条例第十二条第二項の規定による日直手当及び宿直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。	第二条 条例第十二条第二項の規定による日直手当及び宿直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。
一 日直又は宿直勤務（次号に掲げる勤務を除く。）一回につき <u>四千七百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき <u>二千三百五十円</u>	一 日直又は宿直勤務（次号に掲げる勤務を除く。）一回につき <u>四千四百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき <u>二千二百円</u>
二 前条の日直又は宿直勤務一回につき <u>七千七百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき <u>三千八百五十円</u>	二 前条の日直又は宿直勤務一回につき <u>七千四百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき <u>三千七百円</u>
別表 (略)	別表 (略)

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二千二百円」を「二千三百五十円」に改め、同条第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

新	旧
<p>義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 <u>次条第二号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当</u>の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下<u>この項</u>において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数<u>（次項において「算出率」という。）</u>を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下<u>この項</u>において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員<u>（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）</u>にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数<u>（次項において「育児短時間勤務職員等算出率」という。）</u>を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員<u>（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）</u>にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数<u>（次項において「任期付短時間勤務職員算出率」という。）</u></p>	<p>義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 <u>義務教育等教員特別手当</u>の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下<u>この条例</u>において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下<u>この条例</u>において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p>

という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

一～八（略）

2 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に三千円（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては三千円に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつては三千円に育児短時間勤務職員等算出率を、任期付短時間勤務職員にあつては三千円に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を加算した額とする。

（校務類型）

第三条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支給する。

二 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

第四条（略）

附 則

1（略）

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特

一～八（略）

（新設）

（新設）

第四条（略）

附 則

1（略）

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特

別手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号から第三号までの規定中「別表第一に掲げる額」とあるのは「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第一項第四号から第八号までの規定中「別表第二に掲げる額」とあるのは「別表第二に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第三号までの規定中「別表第一に掲げる額」とあるのは「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第四号から第八号までの規定中「別表第二に掲げる額」とあるのは「別表第二に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級					
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
1 から 4 まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100	
5 から 8 まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200	
9 から 12 まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300	
13 から 16 まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400	
17 から 20 まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500	
21 から 24 まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600	
25 から 28 まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600	
29 から 32 まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600	
33 から 36 まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600	
37 から 40 まで	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600	
41 から 44 まで	2,200	2,400	4,000	4,400		
45 から 48 まで	2,200	2,600	4,100	4,600		
49 から 52 まで	2,300	2,700	4,200	4,700		
53 から 56 まで	2,400	2,800	4,400	4,700		
57 から 60 まで	2,400	3,000	4,400	4,800		
61 から 64 まで	2,500	3,200	4,500	4,900		
65 から 68 まで	2,600	3,300	4,700	5,000		
69 から 72 まで	2,600	3,400	4,700	5,100		
73 から 76 まで	2,700	3,500	4,700	5,100		
77 から 80 まで	2,800	3,700	4,700	5,200		
81 から 84 まで	2,800	3,800	4,900	5,200		
85 から 88 まで	2,800	3,800	5,000	5,200		
89 から 92 まで	2,900	3,900	5,000	5,300		
93 から 96 まで	3,000	4,000	5,000	5,300		
97 から 100 まで	3,100	4,100	5,100	5,300		
101 から 104 まで	3,100	4,200	5,100	5,300		
105 から 108 まで	3,200	4,300	5,100	5,300		
109 から 112 まで	3,200	4,400				
113 から 116 まで	3,200	4,400				
117 から 120 まで	3,300	4,500				
121 から 124 まで	3,300	4,600				
125 から 128 まで	3,300	4,700				
129 から 132 まで		4,700				
133 から 136 まで		4,700				
137 から 140 まで		4,700				
141 から 144 まで		4,700				
145 から 148 まで		4,800				
149 から 152 まで		4,900				
153 から 156 まで		4,900				
157 から 160 まで		4,900				
161		4,900				
定年前再任用短時間勤務教育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級					
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
1 から 4 まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
5 から 8 まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
9 から 12 まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
13 から 16 まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
17 から 20 まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
21 から 24 まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000	
25 から 28 まで	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000	
29 から 32 まで	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000	
33 から 36 まで	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000	
37 から 40 まで	2,900	3,300	5,700	6,300	8,000	
41 から 44 まで	3,100	3,500	5,800	6,400		
45 から 48 まで	3,200	3,700	6,000	6,600		
49 から 52 まで	3,300	3,900	6,100	6,800		
53 から 56 まで	3,400	4,100	6,300	6,900		
57 から 60 まで	3,500	4,300	6,400	7,000		
61 から 64 まで	3,600	4,500	6,500	7,100		
65 から 68 まで	3,700	4,800	6,700	7,200		
69 から 72 まで	3,800	4,900	6,800	7,300		
73 から 76 まで	3,900	5,100	6,900	7,400		
77 から 80 まで	4,000	5,300	6,900	7,500		
81 から 84 まで	4,100	5,400	7,200	7,500		
85 から 88 まで	4,100	5,500	7,200	7,500		
89 から 92 まで	4,200	5,600	7,200	7,600		
93 から 96 まで	4,300	5,800	7,200	7,600		
97 から 100 まで	4,400	5,900	7,300	7,600		
101 から 104 まで	4,400	6,100	7,300	7,600		
105 から 108 まで	4,500	6,200	7,300	7,600		
109 から 112 まで	4,500	6,300				
113 から 116 まで	4,600	6,400				
117 から 120 まで	4,700	6,500				
121 から 124 まで	4,700	6,600				
125 から 128 まで	4,800	6,700				
129 から 132 まで		6,800				
133 から 136 まで		6,900				
137 から 140 まで		6,900				
141 から 144 まで		6,900				
145 から 148 まで		7,000				
149 から 152 まで		7,100				
153 から 156 まで		7,200				
157 から 160 まで		7,200				
161		7,200				
定年前再任用短時間勤務教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1から 5から 9から 13から 17から	4まで 8まで 12まで 16まで 20まで					
	1から	4まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5から	8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9から	12まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13から	16まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17から	20まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21から	24まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25から	28まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29から	32まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33から	36まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37から	40まで	2,000	2,700	4,000	4,800	5,600
	41から	44まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600
	45から	48まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600
	49から	52まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53から	56まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57から	60まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	61から	64まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65から	68まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69から	72まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73から	76まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77から	80まで	2,800	3,900	4,900	5,400	
	81から	84まで	2,800	4,000	4,900	5,500	
	85から	88まで	2,800	4,100	5,000	5,500	
	89から	92まで	2,900	4,200	5,000		
	93から	96まで	3,000	4,300	5,000		
	97から	100まで	3,100	4,400	5,100		
	101から	104まで	3,100	4,400	5,100		
	105から	108まで	3,200	4,500	5,100		
	109から	112まで	3,200	4,600			
	113から	116まで	3,200	4,700			
	117から	120まで	3,300	4,700			
	121から	124まで	3,300	4,700			
	125から	128まで	3,300	4,700			
	129から	132まで	3,400	4,700			
	133から	136まで	3,400	4,800			
	137から	140まで	3,400	4,900			
	141から	144まで	3,500	4,900			
	145から	148まで	3,500	4,900			
	149から	152まで	3,500	4,900			
	153		3,500				
定年前再任用短時間勤務教育職員			2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1から 5から 9から 13から 17から	4まで 8まで 12まで 16まで 20まで					
	1から	4まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5から	8まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9から	12まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13から	16まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17から	20まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21から	24まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25から	28まで	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	29から	32まで	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	33から	36まで	2,800	3,700	5,600	6,900	8,000
	37から	40まで	2,900	3,900	5,700	7,000	8,000
	41から	44まで	3,100	4,100	5,800	7,100	8,000
	45から	48まで	3,200	4,300	6,000	7,200	8,000
	49から	52まで	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53から	56まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57から	60まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	61から	64まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65から	68まで	3,700	5,300	6,700	7,600	
	69から	72まで	3,800	5,400	6,800	7,700	
	73から	76まで	3,900	5,500	6,900	7,700	
	77から	80まで	4,000	5,600	7,100	7,800	
	81から	84まで	4,100	5,800	7,200	7,900	
	85から	88まで	4,100	5,900	7,200	7,900	
	89から	92まで	4,200	6,100	7,200		
	93から	96まで	4,300	6,200	7,200		
	97から	100まで	4,400	6,300	7,300		
	101から	104まで	4,400	6,400	7,300		
	105から	108まで	4,500	6,500	7,300		
	109から	112まで	4,500	6,600			
	113から	116まで	4,600	6,700			
	117から	120まで	4,700	6,800			
	121から	124まで	4,700	6,900			
	125から	128まで	4,800	6,900			
	129から	132まで	4,900	6,900			
	133から	136まで	4,900	7,000			
	137から	140まで	4,900	7,100			
	141から	144まで	5,000	7,200			
	145から	148まで	5,100	7,200			
	149から	152まで	5,100	7,200			
	153		5,100				
定年前再任用短時間勤務教育職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十
七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「義務教育等教員特別手当」を「次条第二号で定める校務を分掌する教
育職員の義務教育等教員特別手当」に、「この条」を「この項」に改め、「第三条
第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間
で除して得た数」の下に「（次項において「算出率」という。）」を、「規定によ
る短時間勤務をしている教育職員」の下に「（次項において「育児短時間勤務職員
等」という。）」を、「第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を
同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「育児短
時間勤務職員等算出率」という。）」を、「短時間勤務職員」の下に「（次項にお
いて「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「第三条第四項の規定により定め
られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に
「（次項において「任期付短時間勤務職員算出率」という。）」を加え、同条に次
の一項を加える。

2 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該
各号に定める額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に算出率を、
育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等算出率を、任期
付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗
じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額
とする。）に三千円（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては三千円に算出
率を、育児短時間勤務職員等にあつては三千円に育児短時間勤務職員等算出率を、
任期付短時間勤務職員にあつては三千円に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞ
れ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て
た額とする。）を加算した額とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（校務類型）

第三条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支
給する。

一 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援
学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

附則第二項中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同条

第一項第四号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給					
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1 から 4 まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5 から 8 まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9 から 12 まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13 から 16 まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17 から 20 まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21 から 24 まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25 から 28 まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29 から 32 まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33 から 36 まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37 から 40 まで	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41 から 44 まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45 から 48 まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49 から 52 まで	2,300	2,700	4,200	4,700	
	53 から 56 まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57 から 60 まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61 から 64 まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
定年前再任 用短時間勤 務教育職員 以外の教育 職員	65 から 68 まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69 から 72 まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73 から 76 まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77 から 80 まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81 から 84 まで	2,800	3,800	4,900	5,200	
	85 から 88 まで	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89 から 92 まで	2,900	3,900	5,000	5,300	
	93 から 96 まで	3,000	4,000	5,000	5,300	
	97 から 100 まで	3,100	4,100	5,100	5,300	
	101 から 104 まで	3,100	4,200	5,100	5,300	
	105 から 108 まで	3,200	4,300	5,100	5,300	
	109 から 112 まで	3,200	4,400			
	113 から 116 まで	3,200	4,400			
	117 から 120 まで	3,300	4,500			

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	教育職給料表(1)の適用を受ける者				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1 から 4 まで	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	5 から 8 まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9 から 12 まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13 から 16 まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17 から 20 まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21 から 24 まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25 から 28 まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29 から 32 まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33 から 36 まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37 から 40 まで	2,000	2,700	4,000	4,800	5,600
	41 から 44 まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600
	45 から 48 まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600
	49 から 52 まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53 から 56 まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57 から 60 まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
定年前再任 用短時間勤 務教育職員 以外の教育 職員	61 から 64 まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65 から 68 まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69 から 72 まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73 から 76 まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77 から 80 まで	2,800	3,900	4,900	5,400	
	81 から 84 まで	2,800	4,000	4,900	5,500	
	85 から 88 まで	2,800	4,100	5,000	5,500	
	89 から 92 まで	2,900	4,200	5,000		
	93 から 96 まで	3,000	4,300	5,000		
	97 から 100 まで	3,100	4,400	5,100		
	101 から 104 まで	3,100	4,400	5,100		
	105 から 108 まで	3,200	4,500	5,100		
	109 から 112 まで	3,200	4,600			
	113 から 116 まで	3,200	4,700			
	117 から 120 まで	3,300	4,700			

121 から 124 まで	3,300	4,600					
125 から 128 まで	3,300	4,700					
129 から 132 まで		4,700					
133 から 136 まで		4,700					
137 から 140 まで		4,700					
141 から 144 まで		4,700					
145 から 148 まで		4,800					
149 から 152 まで		4,900					
153 から 156 まで		4,900					
157 から 160 まで		4,900					
161		4,900					
定年前再任 用短時間勤 務教育職員			2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附
則

121 から 124 まで	3,300	4,700				
125 から 128 まで	3,300	4,700				
129 から 132 まで	3,400	4,700				
133 から 136 まで	3,400	4,800				
137 から 140 まで	3,400	4,900				
141 から 144 まで	3,500	4,900				
145 から 148 まで	3,500	4,900				
149 から 152 まで	3,500	4,900				
153	3,500					
定年前再任用短時間勤務教育職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

教育職員の給料の調整額に関する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
教育職員の給料の調整額に関する規則	教育職員の給料の調整額に関する規則
(支給職及び支給額)	(支給職及び支給額)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一又は別表第二の備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。前項各号に掲げる教育職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。 <u>に百分の百・四七を乗じて得た額（以下この項及び次条において「算定基礎給料月額」という。）</u> の百分の四・五を超えるときは、 <u>算定基礎給料月額の百分の四・五に相当する額</u> とする。	3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一又は別表第二の備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。前項各号に掲げる教育職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。 <u>以下この項において同じ。</u> ）の百分の四・五を超えるときは、 <u>給料月額の百分の四・五に相当する額。</u> ）とする。
一・二 (略)	一・二 (略)
(端数計算)	(端数計算)
第二条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額 <u>及び算定基礎給料月額</u> に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これら規定の額とする。	第二条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これら規定の額とする。
別表第一・別表第二 (略)	別表第一・別表第二 (略)

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「以下この項において同じ」を「」に百分の百・四七を乗じて得た額（以下この項及び次条において「算定基礎給料月額」という）に、「給料月額の」を「算定基礎給料月額の」に、「相当する額。」を「相当する額」に改める。

第二条中「調整基本額」の下に「及び算定基礎給料月額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

新	旧
学校職員の特殊勤務手当に関する規則	学校職員の特殊勤務手当に関する規則
第一条 (略)	第一条 (略)
<u>第二条 削除</u>	<p><u>(多学年学級担当手当)</u></p> <p><u>第二条 条例第三条第一項の教育委員会規則で定める職員は、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。</u></p> <p><u>二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第七条に規定する職にある者</u></p> <p><u>三 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一に満たない者</u></p> <p><u>三 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間に満たない者</u></p> <p><u>2 多学年学級担当手当の額は、授業又は指導に従事した日一日につき二百九十円とする。</u></p>
第三条・第四条 (略)	第三条・第四条 (略)
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
第五条 条例第六条第二項の教育委員会規則で定める額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第五条 条例第六条第二項の教育委員会規則で定める額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 (略)	一 (略)
二 条例第六条第一項第一号ロ及びハの業務 <u>八千円</u>	二 条例第六条第一項第一号ロ及びハの業務 <u>七千五百円</u>
三～五 (略)	三～五 (略)

第六条 (略)

(夜間学級担当手当)

第七条 (略)

2 学校職員の給与に関する条例 [\(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号\)](#)

第十二条の六の規定による管理職手当の支給を受ける者に係る条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とする。

3 (略)

第八条・第九条 (略)

第六条 (略)

(夜間学級担当手当)

第七条 (略)

2 学校職員の給与に関する条例第十二条の六の規定による管理職手当の支給を受ける者に係る条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とする。

3 (略)

第八条・第九条 (略)

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

第七条第二項中「学校職員の給与に関する条例」の下に「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新							旧							
会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則							会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則							
第一条～第十二条 (略)							第一条～第十二条 (略)							
別表第1 (第2条関係)							別表第1 (第2条関係)							
報酬基準額表														
区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別 非常勤講師	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び 義務教育学校			高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び 義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状		普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	416,403円	335,934円	384,317円	310,876円	382,178円	308,941円	435,145円	402,822円	324,853円	370,681円	298,897円	368,552円	297,072円	421,579円
備考														
1 この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。														
2 この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。														
3 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。														
別表第2・別表第3 (略)							別表第2・別表第3 (略)							

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第

三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別 非常勤講師	
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び 義務教育学校			
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状		
報酬基準額	416,403円	335,934円	384,317円	310,876円	382,178円	308,941円	435,145円	

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第1（第2条関係）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
技能職員の給与等に関する規程	技能職員の給与等に関する規程
第一条～第四条 (略)	第一条～第四条 (略)
(扶養手当等)	(扶養手当等)
第五条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、一般職員の例による。この場合において、宿日直手当に関する規則（昭和四十年埼玉県人事委員会規則七一一〇六）第一条に規定する宿直又は日直勤務は、 <u>別表第六</u> 上欄に掲げる勤務箇所における同表下欄に掲げる業務を主として行う宿直又は日直勤務とする。	第五条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、一般職員の例による。この場合において、宿日直手当に関する規則（昭和四十年埼玉県人事委員会規則七一一〇六）第一条に規定する宿直又は日直勤務は、 <u>別表第五</u> 上欄に掲げる勤務箇所における同表下欄に掲げる業務を主として行う宿直又は日直勤務とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
第六条～第十条 (略)	第六条～第十条 (略)

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

		37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900		37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
		38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900		38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
		39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900		39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
		40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800		40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
		41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700		41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
		42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600		42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
		43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500		43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
		44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300		44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
		45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100		45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
		46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900		46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
		47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700		47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
		48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400		48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
		49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100		49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
		50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900		50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
		51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700		51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
		52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300		52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
		53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000		53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
		54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600		54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
		55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300		55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
		56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000		56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
		57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600		57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
		58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100		58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
		59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600		59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
		60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100		60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
		61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500		61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
		62	250,100	268,100	296,900	322,900			62	240,200	259,100	287,600	313,800	
		63	250,400	268,400	297,500	323,500			63	240,500	259,500	288,200	314,400	
		64	250,600	268,700	298,000	324,100			64	240,700	259,800	288,800	315,000	
		65	250,800	268,900	298,500	324,700			65	240,900	260,100	289,300	315,600	
		66	251,100	269,200	299,000	325,100			66	241,200	260,400	289,800	316,000	
		67	251,400	269,500	299,500	325,500			67	241,500	260,700	290,300	316,500	
		68	251,600	269,700	300,000	326,000			68	241,700	260,900	290,800	317,000	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		69	251,800	269,900	300,400	326,300			69	241,900	261,100	291,300	317,300	
		70	252,100	270,200	300,800	326,800			70	242,200	261,400	291,800	317,800	
		71	252,400	270,500	301,200	327,300			71	242,500	261,700	292,200	318,300	
		72	252,600	270,700	301,600	327,700			72	242,700	261,900	292,600	318,700	
		73	252,800	270,900	302,000	327,900			73	242,900	262,100	293,000	318,900	
		74	253,100	271,200	302,300	328,200			74	243,200	262,400	293,400	319,200	
		75	253,400	271,500	302,700	328,400			75	243,500	262,700	293,800	319,400	
		76	253,600	271,700	303,100	328,700			76	243,700	262,900	294,200	319,700	
		77	253,800	271,900	303,500	329,000			77	243,900	263,100	294,600	320,000	
		78	254,100	272,200	303,900	329,300			78	244,200	263,400	295,000	320,300	
		79	254,400	272,500	304,300	329,600			79	244,500	263,700	295,400	320,600	

80	<u>254,600</u>	<u>272,700</u>	<u>304,700</u>	<u>329,800</u>			80	<u>244,700</u>	<u>263,900</u>	<u>295,900</u>	<u>320,800</u>
81	<u>254,800</u>	<u>272,900</u>	<u>305,000</u>	<u>330,000</u>			81	<u>244,900</u>	<u>264,100</u>	<u>296,200</u>	<u>321,000</u>
82	<u>255,100</u>	<u>273,200</u>	<u>305,500</u>	<u>330,300</u>			82	<u>245,200</u>	<u>264,400</u>	<u>296,700</u>	<u>321,300</u>
83	<u>255,300</u>	<u>273,500</u>	<u>305,900</u>	<u>330,600</u>			83	<u>245,400</u>	<u>264,700</u>	<u>297,200</u>	<u>321,600</u>
84	<u>255,600</u>	<u>273,700</u>	<u>306,400</u>	<u>330,800</u>			84	<u>245,700</u>	<u>264,900</u>	<u>297,700</u>	<u>321,800</u>
85	<u>255,800</u>	<u>273,900</u>	<u>306,700</u>	<u>331,000</u>			85	<u>245,900</u>	<u>265,100</u>	<u>298,000</u>	<u>322,000</u>
86	<u>256,000</u>	<u>274,100</u>	<u>307,200</u>	<u>331,200</u>			86	<u>246,100</u>	<u>265,300</u>	<u>298,500</u>	<u>322,300</u>
87	<u>256,300</u>	<u>274,400</u>	<u>307,700</u>	<u>331,500</u>			87	<u>246,400</u>	<u>265,600</u>	<u>299,000</u>	<u>322,600</u>
88	<u>256,600</u>	<u>274,700</u>	<u>308,000</u>	<u>331,800</u>			88	<u>246,700</u>	<u>265,900</u>	<u>299,300</u>	<u>322,900</u>
89	<u>256,800</u>	<u>274,900</u>	<u>308,400</u>	<u>332,000</u>			89	<u>246,900</u>	<u>266,100</u>	<u>299,700</u>	<u>323,100</u>
90	<u>257,100</u>	<u>275,100</u>	<u>308,900</u>	<u>332,300</u>			90	<u>247,200</u>	<u>266,300</u>	<u>300,200</u>	<u>323,400</u>
91	<u>257,400</u>	<u>275,400</u>	<u>309,400</u>	<u>332,600</u>			91	<u>247,500</u>	<u>266,600</u>	<u>300,700</u>	<u>323,700</u>
92	<u>257,600</u>	<u>275,600</u>	<u>309,900</u>	<u>332,800</u>			92	<u>247,700</u>	<u>266,800</u>	<u>301,200</u>	<u>323,900</u>
93	<u>257,800</u>	<u>275,900</u>	<u>310,200</u>	<u>333,000</u>			93	<u>247,900</u>	<u>267,100</u>	<u>301,500</u>	<u>324,100</u>
94	<u>258,100</u>	<u>276,200</u>	<u>310,600</u>	<u>333,300</u>			94	<u>248,200</u>	<u>267,400</u>	<u>301,900</u>	<u>324,400</u>
95	<u>258,400</u>	<u>276,500</u>	<u>311,000</u>	<u>333,600</u>			95	<u>248,500</u>	<u>267,700</u>	<u>302,400</u>	<u>324,700</u>
96	<u>258,600</u>	<u>276,700</u>	<u>311,500</u>	<u>333,800</u>			96	<u>248,700</u>	<u>267,900</u>	<u>302,900</u>	<u>324,900</u>
97	<u>258,800</u>	<u>276,900</u>	<u>311,900</u>	<u>334,000</u>			97	<u>248,900</u>	<u>268,100</u>	<u>303,300</u>	<u>325,100</u>
98	<u>259,100</u>	<u>277,200</u>	<u>312,300</u>				98	<u>249,200</u>	<u>268,400</u>	<u>303,700</u>	
99	<u>259,400</u>	<u>277,400</u>	<u>312,600</u>				99	<u>249,500</u>	<u>268,600</u>	<u>304,000</u>	
100	<u>259,600</u>	<u>277,700</u>	<u>312,900</u>				100	<u>249,700</u>	<u>268,900</u>	<u>304,300</u>	
101	<u>259,800</u>	<u>277,900</u>	<u>313,200</u>				101	<u>249,900</u>	<u>269,100</u>	<u>304,600</u>	
102	<u>260,100</u>	<u>278,100</u>	<u>313,600</u>				102	<u>250,200</u>	<u>269,300</u>	<u>305,000</u>	
103	<u>260,400</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>				103	<u>250,500</u>	<u>269,600</u>	<u>305,300</u>	
104	<u>260,600</u>	<u>278,700</u>	<u>314,300</u>				104	<u>250,700</u>	<u>269,900</u>	<u>305,700</u>	
105	<u>260,800</u>	<u>278,900</u>	<u>314,600</u>				105	<u>250,900</u>	<u>270,100</u>	<u>306,000</u>	
106		<u>279,100</u>	<u>315,000</u>				106		<u>270,300</u>	<u>306,400</u>	
107		<u>279,400</u>	<u>315,400</u>				107		<u>270,600</u>	<u>306,800</u>	
108		<u>279,600</u>	<u>315,600</u>				108		<u>270,800</u>	<u>307,100</u>	
109		<u>279,900</u>	<u>315,800</u>				109		<u>271,100</u>	<u>307,300</u>	
110		<u>280,200</u>	<u>316,100</u>				110		<u>271,400</u>	<u>307,600</u>	
111		<u>280,500</u>	<u>316,400</u>				111		<u>271,700</u>	<u>307,900</u>	
112		<u>280,700</u>	<u>316,600</u>				112		<u>271,900</u>	<u>308,100</u>	
113		<u>280,900</u>	<u>316,800</u>				113		<u>272,100</u>	<u>308,300</u>	
114		<u>281,200</u>	<u>317,100</u>				114		<u>272,400</u>	<u>308,600</u>	
115		<u>281,400</u>	<u>317,400</u>				115		<u>272,600</u>	<u>308,900</u>	
116		<u>281,600</u>	<u>317,600</u>				116		<u>272,800</u>	<u>309,100</u>	
117		<u>281,900</u>	<u>317,800</u>				117		<u>273,100</u>	<u>309,300</u>	
118		<u>282,200</u>	<u>318,100</u>				118		<u>273,400</u>	<u>309,600</u>	
119		<u>282,500</u>	<u>318,400</u>				119		<u>273,700</u>	<u>309,900</u>	
120		<u>282,700</u>	<u>318,600</u>				120		<u>273,900</u>	<u>310,100</u>	

		282,900	318,800				
		283,100	319,100				
		283,400	319,400				
		283,700	319,600				
		283,900	319,800				
		284,100	320,100				
		284,400	320,400				
		284,700	320,600				
		284,900	320,800				
		285,100					
		285,400					
		285,700					
		285,900					
		286,100					
		286,400					
		286,700					
		286,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200		

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

		274,100	310,300				
		274,300	310,600				
		274,600	310,900				
		274,900	311,100				
		275,100	311,300				
		275,300	311,600				
		275,600	311,900				
		275,900	312,100				
		276,100	312,300				
		276,300					
		276,600					
		276,900					
		277,100					
		277,300					
		277,600					
		277,900					
		278,100					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800		

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2（第3条関係）

級 别 基 準 職 務 表		
職務の級	基 準 と な る 職 務	
	教 育 局 教 育 機 関 (県立学校を除く。)	県 立 学 校
1 級	主事、技師又は専門員の職務	技能主事、業務主事又は専門員の職務
2 級	困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務
3 級	主任又は主任専門員の職務	技能主任、業務主任又は主任専門員の職務
4 級	困難な業務に従事する主任又は主任専門員の職務	困難な業務に従事する技能主任、業務主任又は主任専門員の職務
5 級	上席主任の職務	上席技能主任又は上席業務主任の職務

- 備考 1 上席主任、主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則（昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号）本則の表に定めるところによる。
 2 上席技能主任、上席業務主任、技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号）第8条第3項の表又は埼玉県立中学校管理規則（平成15年埼玉県教育委員会規則第25号）第14条の表に定めるところによる。
 3 主任専門員及び専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

別表第3～別表第六 (略)

別表第2（第3条関係）

級 别 基 準 職 務 表		
職務の級	基 準 と な る 職 務	
	教 育 局 教 育 機 関 (県立学校を除く。)	県 立 学 校
1 級	主事、技師又は専門員の職務	技能主事、業務主事又は専門員の職務
2 級	困難な業務に従事する主事、技師又は専門員の職務	困難な業務に従事する技能主事、業務主事又は専門員の職務
3 級	主任又は主任専門員の職務	技能主任、業務主任又は主任専門員の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する技能主任又は業務主任の職務
5 級	上席主任の職務	上席技能主任又は上席業務主任の職務

- 備考 1 上席主任、主任、主事及び技師は、技能職員に関する規則（昭和48年埼玉県教育委員会規則第14号）本則の表に定めるところによる。
 2 上席技能主任、上席業務主任、技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事は、埼玉県立高等学校管理規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第7号）第8条第3項の表又は埼玉県立中学校管理規則（平成15年埼玉県教育委員会規則第25号）第14条の表に定めるところによる。
 3 主任専門員及び専門員は、技能職員に関する規則本則の表又は埼玉県立高等学校管理規則第8条第4項の表に定めるところによる。

別表第3～別表第六 (略)

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の

一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000

80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800			37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900	355, 900
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000			38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500	356, 900
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300			39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600			40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800			41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000			42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200			43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500			44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800			45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000			46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300			47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600			48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800			49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000			50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300			51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600			52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800			53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000			54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
98	259, 100	277, 200	312, 300				55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
99	259, 400	277, 400	312, 600				56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
100	259, 600	277, 700	312, 900				57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
101	259, 800	277, 900	313, 200				58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
102	260, 100	278, 100	313, 600				59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
103	260, 400	278, 400	313, 900				60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
104	260, 600	278, 700	314, 300				61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
105	260, 800	278, 900	314, 600				62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
106	279, 100	315, 000					63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
107	279, 400	315, 400					64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
108	279, 600	315, 600					65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
109	279, 900	315, 800					66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
110	280, 200	316, 100					67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
111	280, 500	316, 400					68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
112	280, 700	316, 600					69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
113	280, 900	316, 800					70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
114	281, 200	317, 100					71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
115	281, 400	317, 400					72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
116	281, 600	317, 600					73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
117	281, 900	317, 800					74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
118	282, 200	318, 100					75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
119	282, 500	318, 400					76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
120	282, 700	318, 600					77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
							78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
							79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
122	283,100	319,100		
123	283,400	319,400		
124	283,700	319,600		
125	283,900	319,800		
126	284,100	320,100		
127	284,400	320,400		
128	284,700	320,600		
129	284,900	320,800		
130	285,100			
131	285,400			
132	285,700			
133	285,900			
134	286,100			
135	286,400			
136	286,700			
137	286,900			

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第一中 「4 級 困難な業務に従事する主任の職務」

4 級	困難な業務に従事する主任又は主任専門員の職務	困難な業務に従事する技能主任、業務主任又は主任専門員の職務

附 則

(施行期日等)

- 1)の訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2)の訓令による改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の技能職員の給与等に関する規程の規定を適用する場合においては、)の訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能職員の給与等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

(補則)